



2022年5月13日

各 位

会社名 東 海 運 株 式 会 社
代表者名 代表取締役社長 松 井 伸 介
(コード番号：9380 東証スタンダード市場)
問合せ先 執行役員 永 山 賢 一
企画管理部長
(TEL. 03-6221-2201)

定款一部変更に関するお知らせ

このたび、2022年5月13日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2022年6月29日開催予定の第121期 定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 定款の一部変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第16条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第16条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための定時株主総会 開催日 2022年6月29日(水)
定款変更の効力発生日 2022年6月29日(水)

以上

(別紙)

(下線部分は変更箇所であります。)

	現 行 定 款	変 更 案
(1)	<p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> 第 16 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p>(削除)</p>
(2)	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p><u>(電子提供措置等)</u> 第 16 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付を請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>附則 <u>(電子提供措置等に関する経過措置)</u> 第 1 条 変更前定款第 16 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) の削除及び変更後定款第 16 条 (電子提供措置等) の新設は、2022 年 9 月 1 日から効力を生ずるものとする。 2. 前項の規定にかかわらず、2022 年 9 月 1 日から 6 か月以内に開催する株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第 16 条はなお効力を有する。 3. 本附則は、2022 年 9 月 1 日から 6 か月を経過した日である 2023 年 3 月 1 日または前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>